

岩手県告示第292号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち令和7年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和7年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	5,499円	6,143円	6,703円	7,023円	7,326円	7,576円	7,766円	7,711円	7,348円	6,192円	4,200円	4,200円
最高限度額	13,975円	13,975円	15,237円	18,016円	20,864円	22,564円	23,666円	25,354円	26,187円	22,694円	17,484円	13,975円